

議会受付番号	鎌議第 1706 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課・管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

しんぶん赤旗勧誘、押し売り問題

2 質問の要旨

平成 25 年 9 月定例会で日本共産党に属する市議会議員による職員に対するしんぶん赤旗勧誘、押し売り問題を取り上げて、翌年平成 26 年 4 月鎌倉市は規則を改正した。

- 1 市議会議員と市職員の関係では心理的優位性は市議にあると捉えるか。
- 2 平成 26 年 9 月定例会の一般質問に於ける答弁で市長はしんぶん赤旗に係る販売の実態把握を努めると答弁したが、状況は如何か。
- 3 平成 26 年 9 月定例会で市役所内での物品の販売、勧誘は好ましくないと市長は考えているとのことだが、未だ市役所内でしんぶん赤旗の配達が行われているか。
- 4 開庁時間外のしんぶん赤旗配達に係る者の市役所の侵入状況は如何か。
市長の率直な考えにより答弁せよ。
- 5 平成 26 年 1 月以降、赤旗問題に係り、赤松、吉岡議員から、申し入れ、意見、抗議は、担当課や市長部局にあったか。

3 答弁

- 1 心理的優位性の捉え方は、個人的なものであり一概にお答えできる内容ではありません。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日に「鎌倉市庁舎内行為許可に係る審査基準」を施行し、執

務室内での物品の販売等を許可しないこととなり、現在、執務時間の内外を問わず、執務室内において政党機関紙の販売は行われていないと認識しています。

3 職員が個人的に購入した物品等の、執務時間内かつ執務室内での受渡しは、行われていないと認識しています。

4 開庁時間外において、廊下やフリースペース等での受渡しは制限しておりませんが、制限している執務室内への配達員の立入りは、行われていないと認識しています。

5 赤松議員、吉岡議員から、申し入れ、意見、抗議等は、ありません。